

相続ドック NEWS RELEASE

2020年9月号

NEWS RELEASE NEWS RELEASE

経営者が知っておきたい！ 事業承継と個人保証の話

社長！ その連帯保証、外せます？
相続・事業承継のネックに！
ガイドラインが中小企業を救う！



6月17日に通常国会が閉会し、焦点がコロナ対策だったため、「中小企業成長促進法」の成立に関心が抱かれませんでしたでしたが、その中の「経営者保証解除のスキーム」は要注目です。

今なぜ、経営者保証？



● 待ったなしの事業承継問題

中小企業の事業承継問題は日本経済にとって緊急の課題とされ、事業承継税制などの制度や支援は拡充されてきたものの、経営者を悩ませる個人保証等の問題には手が付けられませんでした。こうした経営者をサポートする目的で成立したのがこの法律です。

● 中小企業成長促進法とは！？



「中小企業成長促進法」は中小企業支援策を中堅企業への成長を目指せる体系へと見直し、事業承継を後押しする経営承継円滑化法の改正の他、経営強化法、地域未来法などを束ねたものです。一部を除いては今年10月1日の施行を予定しています。

<趣旨> 経営者の高齢化と引退が迫る中、中小企業の廃業を防ぎ、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、計画制度の整理、海外展開支援などの措置を講じる。

<中小企業成長促進法の概要>

(1) 事業承継の促進～廃業リスクの回避

- 法認定企業が事業承継する際に、**経営者保証を不要とする信用保証制度**(特別枠2.8億円)を新設
- 感染症で資金繰りが悪化した事業者に限り、「返済緩和中ではないこと」の要件を特例で除外。

(2) 中堅企業への成長環境の整備

～M&A円滑化を通じた事業継続支援～

- 事業継続・雇用維持のため、M&Aにより**中堅企業に拡大した後も**、中小企業の**支援を継続**(「地域経済牽引事業計画」の期間中(5年間))

(3) 海外展開支援の強化：

～海外拠点の分散化の促進～

- 海外拠点の分散化の促進のため、中小企業の**海外子会社**に対して、**日本公庫が直接融資**を行う制度を新設。

(4) 中小企業目線での政策体系の整理

～計画制度の簡素化と電子申請の加速化～

- 類似の計画制度を統合し、**成長段階に応じた体系に簡素化**。
- 簡素化に伴い、**計画の電子申請**を加速し、**対面手続きリスク**を回避。

● 個人保証の引継ぎがネック！



中小企業の経営者の多くは、金融機関からの借入について個人保証をしています。従来より事業承継に際して、事業それ自体とともに、個人保証も引き継がなければならないことが、後継者候補が事業承継をためらう一因との指摘がありました。

<小規模会社では8割超が個人保証>

中小企業庁が2013年に実施した実態調査によると、従業員100名以下の企業では経営者の8割超が個人保証をしており、企業規模が小さいほど個人保証の提供割合が高い結果に。

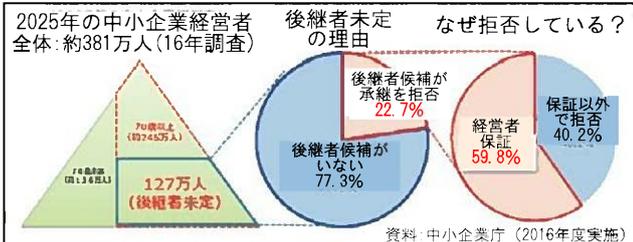
従業員規模別！ 借入時の個人保証



資料：2012年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査(13年3月)

＜6割が、経営者保証が承継拒否の原因＞

後継者候補がいても、後継者候補で承継を拒否した者のうち、経営者保証を理由に拒否した者は59.8%とほぼ6割に迫っています。



●中小企業庁長官の年頭所感で！

今年の年頭所感で中小企業庁長官は次のような強い決意を述べています。「事業承継の阻害要因となっている個人保証の慣行からの脱却を目指し、個人保証の慣行は今の世代で断ち切るとの決意を持って、新たに経営者保証を不要とする信用保証制度を創設します。」

●経営者保証解除スキーム

中小企業での事業承継の足かせとなっている保証問題を排除し、体力のある中小企業の廃業を防ぐべく、「信用保証協会が経営者の個人保証を肩代わりする制度」が新設されました。

＜経営承継借換関連保証制度＞ 経営者交代による事業承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度（特別枠2.8億円）を新設。適用には経営承継円滑化法に基づく経済産業省大臣の認定が必要。

●既存の2.8億と合わせ5.6億円

今年4月からは信用保証の一般枠(2.8億円)の範囲内で、事業承継時に経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」がスタートしており、認定を受けた企業については一般枠、特別枠合わせて最大5.6億円の保証が可能に。

経営者保証ガイドライン

●そもそも連帯保証人とは

多くのケースで、中小経営者は会社の借入金について、連帯保証人となっています。

連帯保証

保証人が債務者となって債務を負う契約。通常の保証契約では、債務者の支払能力がなくなるか、行方不明にならないと、保証人は返済責任を負わないが、連帯保証では債務者に返済義務が生じた段階ですぐに保証人が支払いを請求される可能性がある。

●有しない民法上の権利

通常の保証人には認められていますが、連帯保証人には次の3つの権利がありません。

催告の抗弁権がない	連帯保証人は、貸し手が借り手に請求せずに、いきなり連帯保証人に請求してきても、文句が言えない。
検索の抗弁権がない	連帯保証人は、借り手が返済能力があるのに返済を拒んだ場合、借り手に代わって返済しなければならない。
分別の利益がない	借り手に代わって返済する場合、保証人が複数いれば按分の負担だが、連帯保証人の場合は1人で全額返済する

連帯保証人は自分自身が借入れをしたのと同じであり、返済が滞れば、借り手よりも先に支払いを請求され、財産を差し押さえられる可能性があるのが連帯保証人の怖さなのです。

●経営者保証という商慣習

中小企業が金融機関から融資を受けようとすると、ほとんどの場合で代表者、場合によってはその親族などの個人を連帯保証人とすることが求められます。こうした経営者の個人保証が必要とされる理由は次の3つです。

①法人と個人が分離していない

中小企業は「経営者＝大株主」がほとんどで、所有(株主)と経営(取締役など)が十分に分離していないため、会社の経営者が一体となってその弁済を担保することが求められる。

②大企業に比べ信用力が乏しい

金融機関としても返済が見込める相手に融資したいため、財務基盤が弱く、返済が滞るかもしれない中小企業には信用を補完する目的で個人に保証を求めてきた。

③経営(粉飾等)への規律付けとして

中小企業が規律を持って経営されているかどうか外部から判断しづらく、また、中小企業の3割が外部株主のいないオーナー企業で、第三者の経営監視がないために求められた。

●見直し機運が高まる！

「連帯保証人をとる」という商慣習により、円滑な銀行融資が促されてきたわけですが、起業や事業承継の際の障壁や、経営者による大胆な事業展開を阻害する要因にもなっていました。こうしたデメリットが認知され、経営者保証という商慣習を見直す機運が高まり、2013年にはガイドラインが策定されました。

＜経営者保証に関するガイドライン＞

日本商工会議所と全国銀行協会の協力で策定。

【狙い】

- ①経営者保証の弊害解消、
- ②経営者による思い切った事業展開を応援
- ③経営者の手じまいを応援するもの。

【内容】

- ①要件を満たす場合には個人保証を求めない
- ②早期事業再生や廃業を判断した際の生活保護
- ③返済しきれない債務の免除

●経営者保証を解除する要件

ガイドラインでは、経営者保証について「後

継者に当然引き継がせるのではなく」と明示しています。法人と経営者個人の資産・経理が明確区分されているなどの一定の条件を満たす会社の場合、金融機関が経営者保証の必要性を再検討するように求めています。

＜経営者保証解除になる可能性を高める5要件＞

- 1 法人と経営者の資産・経理が**明確に分離**
- 2 法人と経営者の資金やりとりが**適切な範囲内**
- 3 法人のみの資産・収益力で**返済が可能**
- 4 法人から適時適切に**財務情報の提供**がある
- 5 経営者などから**十分な物的担保**の提供がある

●ガイドライン知らなかった？

＜関東地方、物販業の例＞ 先代社長の急逝で後継者が決まらない中、取引銀行の担当者が個人保証の引き継ぎ求めてきた。「経営者保証に関するガイドライン」を提示して、最終的には個人保証の引き継ぎ無しで、先代の親族が事業を承継した。銀行はこのガイドラインを知らなかった。

ガイドラインは法令でないので強制力はなく、いわば努力目標や指針。金融庁が金融機関関連団体に積極的な活用を通知しているようですが、融資現場への浸透は疑問です。

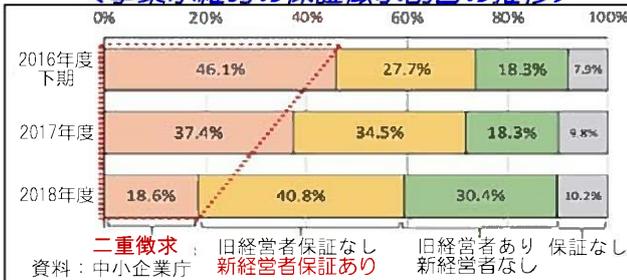
●二重取りの原則禁止も！

金融業界には長年、事業承継の際に新旧経営者双方に保証を求める個人保証の「二重取り」という慣習がありました。これも事業承継の足かせとなっていました。昨年12月、ガイドラインの補足として、「原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めない」との文言が盛り込まれました。

＜「二重取り」禁止の流れ＞

2019年 6月	政府の成長戦略に、二重取りの見直し方針が盛り込まれる
2019年10月	全国銀行協会と日本商工会議所が見直しのワーキンググループを立ち上げ
2019年12月	同グループが原則禁止する指針を策定
2020年 4月	指針が適用開始

＜事業承継時の保証徴求割合の推移＞



18年度は新経営者が保証を提供するケースは二重徴求を含め約6割に。中小企業からは「保証解除の客観的・明確な基準が欲しい」、「専門家と一緒に申し出ないと銀行は検討してくれない」などの声が上がっています。

民法改正と連帯保証



●連帯保証は相続される！

連帯保証人の社長が亡くなり、次の代表者が決まらないまま売上や資金繰りが厳しくなり、借入金が返済できなくなった場合は、連帯保証人の地位は法定相続人に相続されるので、社長の家族に返済義務が生じます。

●債務の引継ぎは法定相続分？



2018年7月の民法相続法の改正では、債務の引継ぎに関し以下の条文が追加されました。

＜改正民法902条の2＞

（相続分の指定がある場合の債権者の権利行使）
相続人が相続開始の時に有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条（法定相続分）及び第901条（代襲相続分）の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。
ただしその債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときはこの限りでない。

これは遺言や分割協議で債務の引継ぎを決めても、貸し手は各共同相続人に対し、法定相続分で請求できるということに。もっとも、改正前においても同様の判例があり、今回の改正は判例の考え方を明文化したものとと言えます。

＜相続事例＞長男が事業を引継ぎ、連帯保証人に

長男が事業を引き継ぎ、会社の借入れ(1億円)の連帯保証人になった。次男、長女はハンコ代程度で分割協議に納得した。その後、会社は業績悪化で倒産し、長男は自己破産。その後、債権者から次男と長女に各々5,000万円の支払通知が。

父の代で法人が必要保障額の保険に加入していれば、生じなかった悲劇かもしれません。

●連帯保証人のルールが変わる？



今年4月施行の改正債権法で、多くの人が苦しめられてきた連帯保証人制度が変わります。改正で、借り手に破産されて、連帯保証人が多額の借金を負うケースが減ると期待されます。

＜連帯保証制度の見直し＞ 2020年4月以降契約

- (1) 事業用融資で個人が保証人になる場合
事業用融資を受ける会社の取締役以外の個人が保証人になる際には、公証役場の公証人による意思確認が必要に。保証人自身が理解していなければ無効に。
- (2) 借り手の借金や財産の情報提供義務
借り手の財産・借金の状況が分からないまま保証人になると多額の債務を負うリスクがあるので、個人に保証人を依頼する場合、情報を提供する義務がある。
- (3) 2か月以内に返済遅延を知らせる義務
これまでは借り手が返済を遅延すると一括返済が求められる、その日から遅延損害金が発生することで、ある日突然、多額の返済と損害金が請求された。
- (4) 保証人に返済状況の情報提供をする義務
「知らない間に債務が延滞していた」というトラブルを回避するため、保証人が請求すれば返済状況の情報提供をしなければならない。